

第2回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和7年6月9日（月）

農村環境改善センター 農事研修室

第2回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和7年6月9日(月)

2、開催場所 農村環境改善センター 農事研修室

3、招 集 者 大網白里市農業委員会会長 内 海 亮 一

4、出席委員(16名)

2番 高 橋 政 人	3番 吉 原 孝
4番 齋 藤 勉	5番 三 木 年 彦
6番 大 野 勝 弘	7番 岡 本 佳 之
8番 菅 谷 祐	9番 平 賀 久 雄
10番 川 寄 篤 之	11番 加藤岡 一 弘
12番 内 山 充 弘	13番 中 村 和 敏
14番 板 倉 小百合	15番 内 海 亮 一
16番 梅 原 英 男	17番 今 関 喜 明

5、欠席委員

1番 八 角 功 次

6、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(整理番号1~3)

第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
(整理番号1~3)

第5 大網白里市農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について

第6 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

第7 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
(整理番号1)

第8 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
(整理番号1)

第9 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について
(整理番号1～2)

7、農業委員会事務局職員

事務局長	野口 裕之	主 査	北田 尚史
主任書記	長谷川 聡彦	主任書記	井内 和香子

◎開 会

○議長 ただいまより、第2回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、17名中、16名で定足数に達しておりますので、第2回大網白里市農業委員会総会は成立しております。

なお、八角功次委員から所用のため、欠席の旨、連絡がありましたことを報告いたします。

(午後3時04分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。

議事録署名委員は、議長から指名させていただくことで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、議事録署名委員は、三木年彦委員および大野勝弘委員にお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 続きまして、日程第2、会議書記の指名は、事務局職員の北田主査を指名いたします。

◎議案第1号（整理番号1～3）

◎議案第2号（整理番号1～3）

○議長 続きまして、日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

なお、議案第1号の案件は3件予定されております。議案第1号、整理番号1から3の案件は日程第4、議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号1から整理番号3の案件と関連があります。

つきましては、議案第1号の整理番号1から3及び議案第2号の整理番号1から3は、一括して上程し、審議をお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がないとのことですので、それでは、事務局から議案第1号、整理番号1から3及び議案第2号、整理番号1から3について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号、整理番号1でございますが、議案第2号、整理番号1の案件と関連がありますので、一括して説明させていただきます。

3ページをご覧ください。

議案第2号、整理番号1の案件について説明させていただきます。

申請地は、大網字切留、現況地目畑の1筆、面積991㎡の一部に賃借権を設定し、営農型太陽光発電設備を設置するため、支柱の部分について、引き続き、一時転用しようとするものでございます。

転用面積は、0.352㎡でございます。

権利者および義務者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の図面1ページをご覧くださいまして、1-1、2-1と示す箇所でございます。

事業を行う理由は、申請地を賃借し、売電事業を行うために一時転用の再申請を計画したとのことであります。

計画の概要は、太陽光パネルを張るための支柱58本を設置するものでございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料、1ページから14ページまででございます。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域内に該当しております。

農用地区域内の農地は、原則として許可することができない農地ではありますが、例外許可として、営農型太陽光発電設備の支柱については、一定の要件を満たせば3年以内の一時転用を許可することができ、更新も可能であります。

その要件といたしましては、簡易な構造で容易に撤去できること、太陽光パネルの角度や間隔は農作物の生育に適した日照量を保った設計であり、支柱の高さや間隔は、農作業に必要な農業機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていること、下部の農地における単収が、同じ地域の平均的な単収と比較しておおむね2割を超える減少が見込まれないこと、当該設備を撤去するのに必要な資力があること、などになります。

さらに、この一時転用を許可する際には、営農の適切な継続が確保されることとして、生産された農作物の状況を毎年報告するほか、営農が行われない場合または営農型発電設備事業を廃止する場合は、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること、などの条件を付することとされております。

本申請は、直径76ミリメートルの支柱を3.2メートルから3.5メートルの間隔に立てて、太陽光パネルを張るものであり、簡易な構造で容易に撤去できるほか、農作物の生育に適した日照量や農業機械の利用が可能な空間が確保されているものと思われます。

続きまして、一般基準でございます。

はじめに、農地転用目的実現の確実性につきましては、撤去費用の全額を自己資金で賄う資金計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れにつきましては、太陽光パネル等の下部で営農を継続されることから、土砂の流出などを発生させる恐れはないものと考えられます。

最後に、営農計画につきましては、営農者において、太陽光発電設備を設置する農地と残りの農地を合せて、ブルーベリーの作付けを予定されており、太陽光発電設備を設置する農地の単収は、地域の平均的な単収と比較して2割を超える減少は見込まれておりません。

以上のことから、転用に係る農地の立地基準と一般基準および営農型太陽光発電設備の設置要件等につきましては、特に支障はないものと認められます。

議案書に、戻りまして1ページをご覧ください。

続いて、関連します議案第1号、整理番号1の案件について説明させていただきます。

区分地上権の設定については、令和6年4月から施行された「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度の取り扱いに関するガイドライン」により設定が必要となりました。

このことから、支柱に係る一時転用と同時に太陽光パネル面積の351.4㎡を新たに区分地上権を設定するものでございます。

申請内容の詳細は、先程と同様で別添の詳細資料1ページから14ページまでとなります。

次に、議案書3ページをご覧ください。

整理番号2でございますが、議案第1号、整理番号2の案件と関連がありますので、一括して説明させていただきます。

申請地は、大網字沼向、地目畑の1筆、面積1,315㎡の一部に賃借権を設定し、営農型太陽光発電設備を設置するため、支柱の部分について、引き続き、一時転用しようとするものでございます。

転用面積は、0.362㎡でございます。

権利者および義務者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の図面1ページをご覧くださいまして、1-2、2-2と示す箇所でございます。

事業を行う理由は、申請地を賃借し、売電事業を行うために一時転用の再申請を計画したとのことであります。

計画の概要は、太陽光パネルを張るための支柱60本を設置するものでございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料、15ページから27ページまででございます。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は農振農用地区域外の第1種農地に該当すると考えられます。

第1種農地は、原則として許可することができない農地でございますが、例外許可として、営農型太陽光発電設備の支柱については、一定の要件を満たせば3年以内の一

時転用を許可することができ、更新も可能であります。

一定の要件および一時転用を許可する際に付す条件につきましては、整理番号1と同様でありますので、省略させていただきます。

本申請は、直径76ミリメートルの支柱を3.2メートルから3.5メートルの間隔に立てて、太陽光パネルを張るものであり、簡易な構造で容易に撤去できるほか、農作物の生育に適した日照量や農業機械の利用が可能な空間が確保されているものと思われます。

続きまして、一般基準でございます。

はじめに、農地転用目的実現の確実性につきましては、撤去費用の全額を自己資金で賄う資金計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れにつきましては、太陽光パネル等の下部で営農を継続されることから、土砂の流出などを発生させる恐れはないものと考えられます。

最後に、営農計画につきましては、営農者において、太陽光発電設備を設置する農地と残りの農地を合せて、ブルーベリーの作付けを予定されており、太陽光発電設備を設置する農地の単収は、地域の平均的な単収と比較して2割を超える減少は見込まれておりません。

以上のことから、転用に係る農地の立地基準と一般基準および営農型太陽光発電設備の設置要件等につきましては、特に支障はないものと認められます。

議案書に、戻りまして1ページをご覧ください。

続いて、関連します議案第1号、整理番号2の案件について説明させていただきます。

太陽光パネル面積の351.4㎡を新たに区分地上権を設定するものでございます。

区分地上権の設定については、議案第1号整理番号1と同様でありますので、省略させていただきます。

次に、議案書の4ページをご覧ください。

整理番号3でございますが、議案第1号、整理番号3の案件と関連がありますので、一括して説明させていただきます。

申請地は、大網字北荻下、地目畑の1筆、面積 1,543㎡の一部に賃借権を設定し、営農型太陽光発電設備を設置するため、支柱の部分について、引き続き、一時転用しようとするものでございます。

転用面積は、0.352㎡でございます。

権利者および義務者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の図面1ページをご覧くださいまして、1-3、2-3と示す箇所でございます。

事業を行う理由は、申請地を賃借し、売電事業を行うための一時転用の再申請を計画したとのことであります。

計画の概要は、太陽光パネルを張るための支柱58本を設置するものでございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料、28ページから40ページまででございます。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域内に該当しております。

農用地区域内の農地は、原則として許可することができない農地であります。例外許可として、営農型太陽光発電設備の支柱については、一定の要件を満たせば3年以内の一時転用を許可することができ、更新も可能であります。

一定の要件および一時転用を許可する際に付す条件につきましては、整理番号1と同様でありますので、省略させていただきます。

本申請は、直径76ミリメートルの支柱を3.2メートルから3.5メートルの間隔に立てて、太陽光パネルを張るものであり、簡易な構造で容易に撤去できるほか、農作物の生育に適した日照量や農業機械の利用が可能な空間が確保されているものと思われます。

続きまして、一般基準でございます。

はじめに、農地転用目的実現の確実性につきましては、撤去費用の全額を自己資金で賄う資金計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れにつきましては、太陽光パネル等の下部で営農を継続されることから、土砂の流出などを発生させる恐れはないものと考えられます。

最後に、営農計画につきましては、営農者において、太陽光発電設備を設置する農地と残りの農地を合せて、ブルーベリーの作付けを予定されており、太陽光発電設備を設置する農地の単収は、地域の平均的な単収と比較して2割を超える減少は見込まれておりません。

以上のことから、転用に係る農地の立地基準と一般的基準および営農型太陽光発電設備の設置要件等につきましては、特に支障はないものと認められます。

議案書に、戻りまして2ページをご覧ください。

続いて、関連します議案第1号、整理番号3の案件について説明させていただきます。

太陽光パネル面積の351.4㎡を新たに区分地上権を設定するものでございます。区分地上権の設定については、議案第1号整理番号1と同様でありますので、省略させていただきます。

説明は以上でございます。

○議長　ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しております

ので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

梅原英男委員、お願いいたします。

○梅原委員 それでは、議案第1号、整理番号1から3までの3案件、並びに議案第2号、整理番号1から3までの3案件、この案件につきましては関連がございますので一括して、調査結果をご報告申し上げます。

内容につきましては、事務局説明のとおりでございます。

この案件につきましては、図面で示されておりますように、3カ所に点在をして設置されました営農型太陽光発電事業施設用地とした一時転用の更新申請でございます。

この3施設の一時転用につきましては、事業の開始当初は下部農地にサツマイモを作付して、3年間の利用承認をいただいております。しかし、その後、サツマイモからブルーベリーに作付け作物が変更され、単年度の許可となり現在に至っていることから、本年度も引き続き更新の申請がされているところでございます。

また、現地調査につきましては去る6月1日に、川寄委員、関本推進委員と一緒に、義務者宅に伺い、権利者から管理委託を受けている担当者でもある耕作者を含めまして、その状況を調査して参りました。

調査結果でございますけれども、昨年度からブルーベリーの苗の植え付けが解消されまして、生育しているところでございますけれども、生育にばらつきがあり、今後の営農計画に影響があるものと見受けられました。

しかしながら、下部農地の管理状況につきましては、草刈りも綺麗にされており、良好な状況でございました。

なお、義務者につきましては、権利者との関係は良好なことから、このまま継続することで、よろしくお願いをしないと、そのようなお話でございました。

以上が、今回の調査結果でございます。

これまでも、継続で更新をされておりますので、支障はないと思われそうですが、皆様方の慎重ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第1号、整理番号1から3及び議案第2号、整理番号1から3の案件について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見とにもないようですので、これにて議案第1号、整理番号1から3及び議案第2号、整理番号1から3の案件について質疑を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

○議長 議案第1号、整理番号1及び議案第2号、整理番号1について、議案第1号、整理番号1は許可、議案第2号、整理番号1は原案のとおり許可相当、することに賛成の方は

挙手をお願いいたします。

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は、原案のとおり許可、議案第2号、整理番号1は、原案のとおり許可相当、とすることに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号2及び議案第2号、整理番号2について、議案第1号、整理番号2は、原案のとおり許可、議案第2号、整理番号2は、原案のとおり許可相当、とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号2は、原案のとおり許可、議案第2号、整理番号2は、原案のとおり許可相当、とすることに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号3及び議案第2号、整理番号3について、議案第1号、整理番号3は原案のとおり許可、議案第2号、整理番号3は、原案のとおり許可相当、とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号3は、原案のとおり許可、議案第2号、整理番号3は、原案のとおり許可相当、とすることに決定いたします。

○議長 よって、議案第2号、整理番号1から3につきましては、原案のとおり許可相当として、県知事に意見書を送付いたします。

◎議案第3号（整理番号1～6）

○議長 続きまして、日程第5、議案第3号「大網白里市農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について」を議題とします。

事務局から議案第3号、整理番号1から6について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の5ページをご覧ください。

農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を定める場合、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項」の規定により、市町村等に農用地利用集積計画案の提出を求めることができるとされております。

本案は、同条第3項に基づき、大網白里市長から農業委員会長に意見を求められたものでございます。

議案書の6ページ「農用地利用集積等促進計画案総括表」をご覧ください。

利用権の設定を受ける者は3人、利用権の設定をする者は5人、利用権の設定をする農用地の筆数および面積は、田が17筆で、面積24,198㎡、畑が4筆で、面積6,214㎡、田と畑の合計面積は、30,412㎡でございます。

次に、議案書の7ページをご覧ください。

農地中間管理機構から権利の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の8ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画案でございます。

今回の契約種別および件数は、新規が6件でございます。6件のうち、5件が制度変更

による利用権設定からの更新に伴う変更になりますが、うち整理番号1から4の4件が、借受人が個人から法人へ変更するものとなります。

それでは、整理番号1から6の、所在地名の大字、地目および筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名および備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号1、細草、田が3筆、5,244㎡、10年、金納、全面積で、コシヒカリ1等米5.2俵相当額、新規。

整理番号2、細草、田が3筆、6,211㎡、10年、金納、全面積で、コシヒカリ1等米6.2俵相当額、新規。

次に、議案書の9ページをご覧ください。

整理番号3、北今泉、田が1筆、2,570㎡、10年、金納、全面積で、コシヒカリ1等米1.5俵相当額、新規。

整理番号4、北今泉、田が3筆、454㎡、10年、物納、全面積で、コシヒカリ1等米1.5俵、新規。

次に、議案書の10ページをご覧ください。

整理番号5、細草、畑が4筆、6,214㎡、9年、金納、10a当たり10,000円、新規。

整理番号6、南今泉及び北今泉、田が7筆、9,719㎡、6年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米1.5俵、新規。

なお、整理番号1から6の権利の設定を受ける者につきましては、農用地利用集積等促進計画の認定基準である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、新規契約の農用地利用集積等促進計画の案件について、地区において調査を実施しておりますが、整理番号6につきましては、利用権設定からの制度変更による更新と判断し、報告を省略させていただきます。

それでは、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。整理番号1から5の案件につきまして、一括して、内山充弘委員、お願いいたします。

○内山委員 それでは、議案第3号整理番号1から4について、借受人が同一の方なので、一括で調査結果を報告します。

理由としては、事務局説明のとおりです。

6月2日に片岡推進委員と私で申請地の確認を行い、その場で借受人、貸付人に電話にて調査いたしました。

貸付人3名の方に聞きますと以前より作付けを依頼していて、引き続きお願いをしたいとのことでした。

また、借受人に申請について聞きますと、利用権設定期間満了により、個人名から合同会社名で申請とのことでした。

申請地は、しっかり管理されておりました。

続きまして、整理番号5について、調査報告を申し上げます。

理由としては、事務局説明のとおりです。

6月2日に申請地を片岡推進委員と私で確認をして、その場で借受人、貸付人に電話にて調査いたしました。

貸付人に今回の申請について聞きますと、他の畑を借受人に耕作依頼をしていて、今回の申請地についても、高齢が理由で作付けも大変なので、借受人にお願いしたそうです。

借受人に聞きますと、貸付人の作付け依頼を受け、規模拡大を考えていたので、引き受ける考えから今回の申請に至ったと申しておりました。

設定期間が9年となりますが、他の畑が満了となる年に合せて次回、貸付人から賃借している土地すべて一度に申請できるようにしたいそうです。

借受人は機械、施設も揃っていて、申請地もきれいに管理されておりました。

以上、整理番号1から5ですが、問題ないと思いますが、委員の皆様の慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、整理番号1から6について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて整理番号1から6に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第3号、整理番号1から6について、一括して採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないと認め、一括して採決いたします。

それでは、議案第3号、整理番号1から6について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号1から6の案件は、原案のとおり承認することを決定いたします。

◎議案第4号

○議長 続きまして、日程第6、議案第4号「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化

の推進状況その他事務の実施状況の公表について」を議題とします。

それでは、事務局から議案第4号について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。

議案書の11ページをご覧ください。議案第4号でございます。

本案は、農林水産省経営局長からの通知によりまして、農業委員会は、その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標等を内容とする指針を定めるよう努めるとともに、指針を定めた場合には公表しなければならないとされております。

また、最適化活動の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について総会において、農業委員会の最適化活動の実施状況および最適化活動の目標の達成状況について点検・評価を行い、公表するにあたり、意見を求めるものでございます。

なお、公表方法は、市のホームページへの掲載を予定しております。

はじめに、大項目1、農業委員会の状況でございます。

1、農業委員会の現在の体制 及び、2、農家・農地等の概要は、議案書に記載のとおりでございます。

次に、議案書の12ページをご覧ください。

大項目2の「最適化活動の実施状況」でございます。

「1 最適化活動の成果目標」、(1)農地の集積、①現状及び課題、②目標は、議案書に記載のとおりでございます。

③実績では、今年度末の集積面積580haに対しまして、農地面積は2,310haで、今年度末の集積率は25%、目標に対する達成率は113.6%となります。

(2)遊休農地の発生防止・解消、①現状及び課題、②目標は、議案書に記載のとおりでございます。

次に、議案書の13ページをご覧ください。

③実績、ア既存遊休農地の解消のa緑区分の遊休農地の解消では、緑区分の遊休農地はございませんでした。

その下、bの黄区分の遊休農地の解消では、黄区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定状況は、議案書に記載のとおりでございます。

その下、イの新規発生遊休農地の解消では、前年度に発生した緑区分の遊休農地はございませんでした。

その下、④その他は、農地の利用状況調査に関する項目でございます。

利用状況調査は、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様にご協力いただきまして、8月から9月に調査を実施いたしました。

調査内訳は、黄区分の遊休農地が14.5haと、昨年度より、6.1haの減少、緑区分の遊休農地が1.8haとなっており、昨年度より1.8haの増加となっております。

活動は概ね計画どおり実施することができたものと考えられます。

(3) 新規参入の促進ではについて、①現状及び課題、②目標は、議案書に記載のとおりでございます。

次に、議案書の14ページをご覧ください。

③実績は、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の目標面積5.4haに対しまして、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した面積は、ございませんでした。

次にその下、「2 最適化活動の活動目標」、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標および(2)活動強化月間の設定、①目標、②実績は、議案書に記載のとおりでございます。

次に、議案書の15ページをご覧ください。

(3) 新規参入相談会への参加、①目標は、議案書に記載のとおりでございます。

②実績は、千葉県園芸協会が開催する「千葉県農林水産就業相談会」へ出席しております。

目標の達成状況の評語については、農林水産省経営局長からの通知による「目標の達成状況の評語の適用方法」に照らし、農業委員では『目標に対して期待通りの結果が得られた』、推進委員では『目標に対して期待を(やや)下回る結果となった』でございました。

次に、議案書の16ページをご覧ください。

大項目3の「事務の実施状況」でございます。

1、総会、部会の開催実績は、議案書に記載のとおりでございます。

2、農地法第3条に基づく許可事務は、令和6年度の処理件数は66件で、全て許可でございます。不許可等の案件は、ありませんでした。

次に、3、農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)は、一年間の処理件数は36件で、内訳は第4条申請が1件、第5条申請が35件となっております。

次に、4、違反転用への対応は、令和7年3月末時点の違反転用面積は3haで、令和6年度実績では、増減はございません。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、議案第4号、「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表について」、質疑に入ります。

本議案につきましては、農地利用最適化推進員も発言を許可いたしますので、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第4号に対する質疑を終結

いたします。

- 議長 それでは、議案第4号、「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

- 議長 総員賛成により、議案第4号、「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表について」は、原案のとおり承認することを決定いたします。

◎報告第1号～報告第3号

- 議長 続きまして、日程第7、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、日程第8、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約について」、日程第9、報告第3号「農地の転用事実に関する照会について」、を一括して議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

- 事務局 はじめに、報告第1号についてご説明いたします。

議案書17ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出は1件でございます。

各農地の所在地および届出者は、議案書に記載のとおりであり、相続による所有権の取得でございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

議案書18ページをご覧ください。

続きまして、報告第2号についてご説明いたします。

農地法第18条第6項の規定による合意解約は1件でございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第3号についてご説明いたします。

議案書の19ページをご覧ください。

農地の転用事実に関する照会については、2件でございます。

法務局から照会のありました農地の所在地及び申請者は、議案書に記載のとおりであり、現地を農業委員及び推進委員と確認いたしました。

法務局には、表の右から4列目、現況欄に記載のとおり回答いたしました。

説明は以上でございます。

- 議長 ただいま、事務局から報告第1号から第3号の説明がありましたが、ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。それでは、ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて、日程第7から日程第9の報告事項を終了いたします。

◎そ の 他

○議長 この際ですから、他に、ご意見、連絡等がありましたら、各委員又は事務局からお願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長 事務局。

○事務局 それでは事務局より、この後の予定についてご連絡させていただきます。

まず、この後、第2回農業者年金加入推進対策会議を行わせていただきます。

その後に、令和7年田畑売買価格調査について、その後に公務災害補償の加入案内について、その次に総会に向けた調査報告等について、事務局の方から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長 他にございませんか。

◎閉 会

○議長 他にないようでございますので、以上で、本日の議案の審議および報告事項は全て終了いたしました。

慎重ご審議をいただき、ありがとうございました。

これにて、第2回大網白里市農業委員会総会を閉会いたします。

（午後3時50分）

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年6月9日

農業委員会会長

内海 亮一

署名委員

三木 年彦

署名委員

大野 勝弘